

労務通信

2013.12月号

企業における「懲戒処分」の実地状況は？



◆労働政策研究・研修機構の調査

近年、労使トラブルは増加傾向にありますが、それに伴い懲戒処分を実施する（または実施を検討する）企業も増えているようです。ここでは、独立行政法人労働政策研究・研修機構から今年7月末に発表された「従業員の採用と退職に関する実態調査」（常用労働者50人以上を雇用している全国の民間企業5,964社が回答）の結果から、企業における懲戒処分の状況について見てみましょう。

◆懲戒処分の規定内容

まず、懲戒処分の規定が「ある」企業の割合は94.6%で、規定のある企業を対象にその規定の形式を尋ねたところ、ほとんどの企業（98.1%）が「就業規則」に規定していることがわかりました。なお、「労働協約」で定めている企業は6.4%でした。規定内容は、割合の高い順に「必要な場合には懲戒処分を行う旨の規定」（75.7%）、「懲戒処分の種類」（69.9%）、「懲戒の対象となる事由」（61.9%）となっています。

◆最近5年間における実地状況

ここ5年間での懲戒処分の種類ごとの実施割合は、次の通りとなっています。

- | | |
|----------------------|------------------|
| (1) 始末書の提出 (42.3%) | (5) 懲戒解雇 (13.2%) |
| (2) 注意・戒告・譴責 (33.3%) | (6) 出勤停止 (12.3%) |
| (3) 一時的減給 (19.0%) | (7) 諭旨解雇 (9.4%) |
| (4) 降格・降職 (14.9%) | |

なお、「いずれの懲戒処分も実施していない」企業の割合は39.0%でした。

◆懲戒処分実施時の手続き

懲戒処分を実施する際の手続きとして法律で定められた要件はありませんが、一般的には「理由の開示」、「本人の弁明機会の付与」が必要とされています。また、「労働組合や従業員代表への説明・協議」を行うことにより、本人以外の従業員の納得性を高めることもできますので、実施する際には慎重な配慮が必要です。

助成金情報

◆業務改善助成金

業務改善助成金は、地域別最低賃金引上げにより大きな影響を受ける中小企業の事業主を支援する目的で設けられているものですが、**地域別最低賃金額が720円以下の37道県に事業場を置くものに限られます**。広島県の最低賃金は10月24日より733円に引き上げられましたが、この助成金の支給対象県には広島県も含まれており（改正前の719円でみるため）、広島県に事業場を置く中小事業主であれば支給要件を満たすことにより助成金の申請をすることができます。

業務改善助成金

次の事項を実施した場合に、業務改善に要した経費の2分の1を国の予算の範囲内で助成されます。
（上限：100万円、下限：5万円）

- ① 最低賃金の引上げに先行して事業場内で最も低い賃金を4年以内に計画的に時間給または、時間換算額で800円以上に引き上げる賃金改善計画を策定し、1年あたりの時間給等が40円以上となる引上げを実施すること。
- ② 労働者の意見を聴取の上、賃金制度の整備、就業規則の作成・改正、労働能率の増進に資する設備・器具の導入、研修等の業務改善を実施すること。

◎助成対象となる経費について

- ・業務改善効果のある物品の購入、専門家への委託費などが主な対象となります。

<例>

○賃金制度の整備

⇒事業場内最低賃金の引上げに伴う賃金制度の見直しのための賃金コンサルタント経費

○就業規則作成・改正

⇒事業場内最低賃金の引上げなどに伴う規定作成・改正のための社会保険労務士の手数料

○労働能率の増進に寄与する設備・機器の導入

⇒在庫管理、仕入業務の効率改善のためのPOSレジシステムの購入費用

○労働能率の増進につながる研修

⇒新設備導入に必要な労働者の操作研修の費用

詳細は、厚生労働省のホームページをご参考ください。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/jigyousya/shienjigyoku/03.html>

この助成金は国の予算の範囲がございまして、予算に達した場合は年度途中でも申請受付が終了する場合があります。ご検討中の事業主様はお早めに手続きすることをお勧めいたします。